

NPO たより



NPO
健康情報処理センター
Aichi Health Information Center

あいち

TEL 052-241-1351 FAX052-241-1352
ホームページ <http://www.npo-aichimed.or.jp>

★★平成30年度集合B契約受診券について★★

平成30年度集合B契約の特定健康診査が4月1日より実施開始となりましたが、受診券の内容が変更になっていたため、印刷内容についてご連絡させていただきます。

なお、市町村国保の特定健康診査の実施については、各市町村へご確認ください。

例) 協会けんぽ 受診券

特定健康診査受診券 (セット券)

2018年4月1日 交付

受診券整理番号 18523162390
被保険者証の記号及び番号 記号 64090616 番号 4
被扶養者番号 01

フリガナ
受診者の氏名
性別
生年月日

有効期限 2019年 3月31日

健診内容
・特定健康診査
・その他(当日保健指導)

医療保険者の負担	負担額 又は 負担率	保険者負担上限額
特定健診(基本部分)		6,520円
特定健診(詳細部分)		3,400円
その他(保健指導・積極的)	負担額	積極的支援保険者負担上限額 23,760円
その他(保健指導・動機付け)		動機付け支援保険者負担上限額 7,560円

保険者所在地 名古屋市中村区名駅1-1-1JPタワー名古屋23階

保険者電話番号 052-856-1482 ※この電話番号は受診券に関する問い合わせ先の番号となります。

保険者番号・名称 01230010
全国健康保険協会(愛知支部)

契約取りまとめ機関名 集合B① 協会集合A① 協会集合A②
個別契約

支払代行機関番号 94899010
支払代行機関名 社会保険診療報酬支払基金

特定健診受診券であれば、(セット券)の文言が併せて印字されていても、特定健診を実施できます。※1

集合B契約参加医療機関は、受診券整理番号の上3桁が、

- ① 181 → 特定健康診査受診券
 - ② 185 → 特定健康診査受診券(セット券)
- であれば特定健診を実施できます。

集合B契約で、特定健診当日に保健指導を実施する契約をしていない医療機関は実施できません。

OCR用紙窓口負担情報欄へ、記載内容のまま記入してください。
※2箇所以上の記入はしないでください。

集合B契約で、特定健診当日に保健指導を実施する契約をしていない医療機関は実施できません。

集合B①の記載があれば、協会集合A①等他の契約が記載されていても、特定健診を実施できます。※1

※集合B①(三重県)のように地域を限定している場合は、当該地域でのみ実施となりますので、ご注意ください。

※集合B②の記載がある場合は、特定健診当日に保健指導を実施する契約をしている医療機関は、健診および保健指導を実施できます。

ご不明な点がございましたら、
NPOあいち事務局までお問合せください。